

町県民税の申告相談は

— 期限内に申告しましょう —

2月3日(月)から

藤里町税務会計課 ☎0185-79-2113

町県民税の申告や所得税の確定申告をしていただく時期が近づいてまいりました。町では、申告をより正しく期間内に済ませていただくため、次ページの日程により申告相談を受付けます。

ご承知のとおり、税金は自主申告、自主納税を建前としていますが、所得の計算方法など複雑でわかりにくい点もあると思いますので、日程表に定められた日時に係員とご相談のうえ申告することができます。

申告相談は午前・午後ともに混雑することが予想されます。日程表の「申告相談地区等」に記載されていない地区の方が来られた場合は対応できない場合があります。ご都合により別日程で相談を受けたい場合は、事前にご連絡をお願いします。

<p>【申告に必要なもの】</p> <p>◆申告書 … 1月中旬に各世帯へ郵送します</p> <p>◆預金通帳（所得税の還付金が発生する場合にのみ使用します）</p> <p>◆個人番号（マイナンバー）カード…無い場合は、個人番号が記載された住民票又は個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）コピー持参可 ※申告する全員分が必要です。</p> <p>◆税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキ又は封書</p> <p>◆給与、年金をもらっている人は、源泉徴収票又は支払額を証明する書類</p> <p>◆各種所得の収入、経費の金額が分かるもの（個人年金、一時金等）</p> <p>◆医療費、社会保険料、小規模企業共済掛金、地震保険料(旧長期損保含む)、生命保険料、寄附金、障害者、勤労学生、雑損などの控除を受けようとする人はその証明書</p> <p>◆事業(農業、営業等)を営んでいる場合、その収入や必要経費がわかるものを持参するほか、<u>収支内訳を作成してきてください。(月ごとではなく経費ごとに集計してください。)</u></p>	<p>※医療費控除を申告される場合、必ず集計して「医療費控除の明細書」に記入してきてください。</p>
---	---

※一年間の収入が年金のみであった方、少額であった方等につきましては、会場にお越しいただくことなく、お電話での受付が可能な場合があります。該当すると思われる方は、役場税務会計課（☎0185-79-2113）までご連絡ください。ただし、聞き取りの結果ご来場をお願いすることがございます。

【所得税の確定申告について】

国税である所得税の確定申告は、令和6年分の所得に対する所得税を清算する大切な手続きです。

町の申告相談では申告期限内に限り、町県民税の申告と同時に所得税の確定申告を行うことができます。町で確定申告を行った場合、税務署に改めて申告書を提出する必要はありません。また、ご自身で確定申告をされた場合、税務署よりデータが送信されてくるため、町への町県民税申告書の提出は不要です。

(複雑な内容については税務署での申告をお願いする場合がありますのでご了承ください。)

スマートフォンで確定申告！

マイナンバーカードや確定申告用ID・パスワードをお持ちの方はスマートフォンで確定申告が行えます。

▶インターネットで「確定申告」と検索し国税庁ホームページにアクセス。作成後e-Tax送信できます。

【確定申告の提出方法別に必要となるもの】

e-Tax (マイナンバーカード方式)	マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン
e-Tax (ID・パスワード方式)	ID・パスワード(税務署か町申告相談時に発行されたもの)
書面	プリンター(ご自宅やコンビニエンスストア)

※e-Tax(マイナンバーカード方式)による申告には、署名用電子証明書が必要となります。署名用電子証明書を搭載しているか、失効していないかなど不安がある方は、役場町民課マイナンバーカード担当(☎0185-79-2113)までお願いします。